

アベノミクス第3の矢の一環として、「女性の輝く社会」の実現が議論され、その中で配偶者控除が問題となっている。3月19日の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議では、「日本の活力の発揮に向けて一少子化対策と働き方」という民間議員ペーパーと、「女性の活躍を推進し、働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての視点」と題する麻生財務大臣資料が提出され、関係大臣も加わり議論が行われている。

議事要旨から会議の概要を紹介しよう。

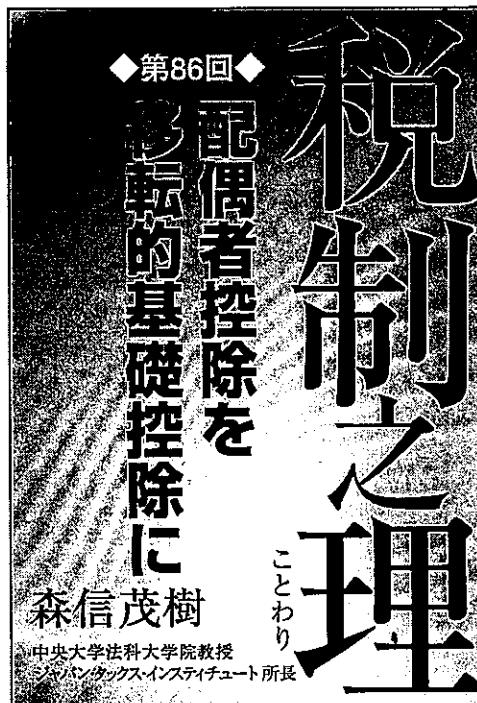
民間議員から、女性の活躍を阻害するような社会制度の見直しの必要性が主張され、「103万円の壁」の原因となっている配偶者控除について、「配偶者から子供・子育てに視点を移した制度の再設計について検討を開始すべきである。企業側も配偶者手当の在り方を見直し、可能な限り児童への手当にシフトすること…が望まれる」との提案がなされた。

麻生大臣からは、以下の発言がなされた。

「女性の活躍推進と税制に関し…3点。1点目は…税制としては、世帯の手取りの逆転現象である『壁』は解消されているというのが正しい知識である。その上で、依然として『意識の壁』は根強く、また『二重の控除』が生じている…。2点目に、伝統的家族觀から、配偶者控除の見直しには慎重な意見も根強い。3点目に、この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」。その上で、「配偶者控除を子育てに着目した控除にシフトしてはどうかとの御意見もあるが、児童手当の支給に…国、地方を合わせると9,000億円充てられていること、自民党のJ-ファイルに…配偶者控除を維持すべきとの意見もあることから、簡単に結論

が得られる話ではなく、腰を据えた…議論が必要だ」と締めくくっている。

配偶者控除の問題は、具体案がなければ話が進まない。2002年の政府税制調査会答申「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、配偶者控除と他の控除を統合して家族控除にする、配偶者控除を廃止して基礎控除を拡充する、児童の扶養についての税額控除にするという3案が示されている。そこに立ち返り検討することも必要だ。



筆者は、所得控除である配偶者控除を子供の数に応じた児童税額控除にすれば、中低所得者の子育て家庭への経済支援となり少子化対策につながるという提言を行ってきた（拙著『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』（中央経済社）参照）が、この制度への変更には時間がかかるので、まずは「壁」をなくすための配偶者控除の改革について提案してみたい。

「壁」ができる原因是、妻が103万円を超えて働くと企業が夫に出す家族手当をやめ

てしまうことにあるので、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し、家族手当との連動を断ち切る。

その上で、個人単位課税の中で家族への配慮をするという観点から、夫婦それぞれが基礎控除を持つが、妻が使いきれない場合には夫が使える「移転的基礎控除」を「家族控除」という名称で導入する。

オランダなどが導入しているこの制度のもとでは、103万円の壁も、夫が配偶者控除を受け妻が給与所得控除・基礎控除を受ける二重控除の問題も解消される。そして、専業主婦世帯は2人分の基礎控除が使えるので、妻の収入が65万円以下の場合は現在と負担は変わらず反対者の少ない改革案である。ぜひ検討を。